

「容量市場 業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（発動指令電源）編（対象実需給年度：2024年度）」（案）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	9	小売電気事業者への販売を適切に実施とは具体的に何を指すのか。DR分だけBGバランス上の想定需要を下げることを言っているのか。	発動指令電源のリクワイアメントとして、一般送配電事業者から発動指令が発令された場合、相対契約に基づく小売電気事業者等に供給することを指しています。その旨本業務マニュアルへ反映いたします。
2	9	DRリソースの発動指令が発令された場合、市場応札は必須か。例えば、不足が発生しており、3時間以内に時間前調達にて不足を解消しようとしている場合、DR分だけ需要を下げ、残り不足分を市場調達することは問題ないか。	一般送配電事業者から発動指令が発令された場合は、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や卸電力市場等への応札を行ってください。
3	10	1.4.1.2 供給力の提供 注：発動指令電源の計画提出および精算単価について、発動指令を受けた場合、速やかに発電計画へ反映とありますが、時間前取引の約定分を対象機の計画値として発電計画を提出する想定ですが、発電上限値についても定格出力値ではなく、火力OP値とする必要がありますでしょうか？ →'24年度を対象実需給年度とする場合、1 地点複数応札（安定電源と発動指令電源の組合せ）の適用外とはなりますが、後年の社内検討を見据えて照会させていただきます。	2025年度からの対応については別途周知いたします。
4	10	【意見】 容量市場 業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（発動指令電源）編P10の「注：発動指令電源の計画提出および精算単価について」という注意書き中に下記を記載してはどうか。 【記載案】 需給運用上、発動指令電源の計画値から供給余力を把握する必要があることから、発動指令電源を構成するリソースの需要抑制計画に関しては、需要抑制計画内訳への「供給地点特定番号ごとの計画値の記載」と「供給地点特定番号の記載」が必要となります。 【理由】 第50回電力・ガス基本政策小委 資料4-4 P30に記載の通り、需給ひっ迫時には前々日や前日時点で需給ひっ迫に関する周知を行い、対策を行う必要があるが、2023年度までのルールに基づく、需要抑制計画中の発動指令電源の計画値を把握できない（参考：電源側は系統コードで把握可能）ため、発動指令電源の発動によって今後どれだけ需給状況が改善するか把握できず、適切な需給運用が困難となる。適切な需給運用が困難となれば、発動指令電源という区分やリクワイアメント等を再整理することとなるため、上記記載案は容量市場としても市場運営上望ましいと考えられる。	頂いたご意見を踏まえ、本業務マニュアルへ反映いたします。
5	11	電源差替時（エリア内、エリア外両方）の指令ルートについて、具体的に記載して頂きたい。 また、エリアをまたがる電源等差替の場合、容量提供事業者側は指令を受けるTSOが変更となるため、差替先のエリアから指令する経緯や理由等を、参考などで補足して頂きたい。	頂いたご意見を踏まえ、本業務マニュアルへ反映いたします。
6	11	1.5 リクワイアメントを遵守するにあたっての補足説明事項の記載について 発動指令が12回を超えて指令されることまたは、一日2回以上指令されることは約款や募集要項に明確な記載がありません。マニュアル上もリクワイアメントではないとの但し書きされていますが、このままだと発動指令が一般送配電事業者が要綱等に記載のない発動を任意に指令できる（例えば夜間や土日祝、長時間指令であっても）と解釈される余地も出てきます。適切に記載を修正等いただくことをご検討願います。	ご記載の通り、例外的な発動要請については、容量市場のリクワイアメントではないと、業務マニュアルに明記しております。頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
7	11	1.5 リクワイアメントを遵守するにあたっての補足説明事項の記載について 専用線オンラインで発動指令を受令する地点においては、一般送配電事業者が13回目以上の発動を指示した場合に、発動が拒否できない場合があり得るのではないかと。一般送配電事業者と活札事業者間で12回を超えて発令すること、一日2回以上指令されることについて、その可否を事前に一般送配電事業者と協議できるようにしてほしい。	現時点では、ご記載いただいたケース（専用線オンラインにおいて、事業者への承諾なしで1日2回以上、1-3回目以降の発動を実施する）が起こる想定はございません。
8	11	1.5 リクワイアメントを遵守するにあたっての補足説明事項の記載について 「発動指令受令後、簡易指令システムにて速やかに、指令を応諾した旨を一般送配電事業者へ返信してください（専用線オンラインは不要）指令を応諾した旨が返信されない場合、一般送配電事業者から容量提供事業者へ、確認の連絡が行われる場合があります。」との記載がありますが、実効性テストでもこのような対応は求められておらず、一般送配電事業者に対して指令を応諾したことを回答する必要性は低いように感じます。応札した事業者の実施内容として記載しないようにしていただきたい。	この応諾の返信に関しては、需給運用における追加供給力対策の検討および実施判断という観点から、安定供給において必要な対応であるため実施願います。
9	11	属地一般送配電事業者からの発動指令について、指令内容（例えば、簡易指令システムの指令イメージ）等について、例えば12ページの補足説明に追加いただくか、あるいは別途説明会等で周知を実施いただきたい。	頂いたご意見を踏まえ、本業務マニュアルへ反映いたします。
10	12	年間13回以上または1日2回以上の発動指令について、指令を断る際に理由などを問われることはあるのでしょうか。また、その理由によっては指令を断れないケースもあり得るのでしょうか。	リクワイアメント対象外であるため、説明を要求することはありません。なお、今後の制度検討のために参考でお聞きすることはございます。需給が厳しい状況においては、年間13回以上または1日2回以上の発動指令が発令される場合が有りますので、そうした場合には、可能な限りご協力をお願いいたします。
11	12	【意見】 容量市場 業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（発動指令電源）編P12の「注2：オンライン機能（簡易指令システムを含む）が故障等により停止した場合の対応について」という注意書き中に下記を記載してはどうか。 【記載案】 メール等での発動指令受令後、速やかに指令を応諾した旨を一般送配電事業者へ連絡してください。 【理由】 P11(1)-5 指令への応諾確認では簡易指令システムによる指令の記載しかないため、オンライン機能が故障した場合の対応について記載が必要。	頂いたご意見を踏まえ、本業務マニュアルへ反映いたします。
12	13	電源等リストの登録で不備があった場合、期日（実施月の月末まで）に不備を修正し広域機関へ承認いただければ、変更が有効になると理解しましたが、そちらで相違ないでしょうか。提出時に不備があった場合のプロセスを確認したく。	当月10日までに登録された電源等リストに不備があった場合は、翌月から使用していただくことができません。不備を修正した上で、当月11日～翌月10日に再度登録していただき、書類等に不備がない場合、最短で翌々月1日から変更済みの電源等リストが有効となります。

No.	頁	ご意見	回答
13	15	2.1 発動指令回数の実績確認について、1日3時間実施したのち、延長または複数回発動指令は、30分コマ単位で指令する旨、別途、属地TSOよりコメントいただいておりますが、3時間未満（30分～3時間）の場合もカウントは1回の認識でよろしいでしょうか？（年間13回の管理のため確認） また、延長の場合で、日跨ぎする際は、3時間単位に係らず、24時の時点で、カウント切り替わりとなりますでしょうか？	発動指令電源のリクワイアメントである「年間発動回数12回（1日1回）」としてカウントされるものは、本業務マニュアルP.11（1.5 リクワイアメントを遵守するにあたっての補足説明事項）の（1）-1, 2に記載の場合に限ります。
14	15	2.1 発動指令回数の実績確認 について 発動開始日時や発動回数の相違があった場合に、正しい情報を照会できるような何らかの形で発動指令に関する情報が公開されたり一般送配電事業者にお問い合わせたら確認ができるようにしてほしい。	発動開始日時や発動回数の相違があった場合、本機関にお問い合わせください。 その旨本業務マニュアルに反映いたしました。
15	15	容量提供事業者が登録内容を確認することになっているため、発動指令回数の実績確認を行った結果、異議がある場合の対応方法の追加が必要ではないか。	発動指令回数の実績確認を行った結果、異議がある場合は、本機関にお問い合わせください。 ご指摘を踏まえて、その旨本業務マニュアルに反映いたします。
16	17	発電契約者・契約者（託送契約者）から接続供給電力量・発電量調整受電電力量を取得する必要があると記載されていますが、契約者経由で必要となるデータを受領することは事務的な手間が増えることに繋がりにくいと考えます。 発動指令電源の様な分散電源を広く活用していくためには、契約者側の負荷を減らすことも重要と考えられるので、契約者の承認を得たうえで、一般送配電事業者または貴機関から容量提供事業者へ直接情報を提供していただけるよう、今後ご検討いただけないでしょうか。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
17	17	「一般送配電事業者から発動指令を受けた容量提供事業者は発動実績算定のため、発電量調整供給契約・接続供給契約（託送契約等）を締結している」の箇所に、（託送契約等）に包含されていると理解はするものの、需要抑制量調整供給契約も明記する方が明確になるのではないかと。	頂いたご意見を踏まえ、本業務マニュアルへ反映いたします。
18	17	ベースライン・発動実績の登録は、DR実施日以降、いつまでにシステムに登録すれば良いのか。マニュアルに明記いただきたい。	対象実需給月をN月とした場合、ベースライン・発動実績の登録期限は、N+2月 第10営業日です。 スケジュールに関して、本業務マニュアル「Appendix.3 業務手順全体図」に追記いたします。
19	19	ベースライン・発動実績の登録について、登録期限を明記いただきたい（説明会で翌々月の末日と説明がありましたが、資料上に記載がないため）。	ベースライン・発動実績の登録についての登録期限は翌々月の末日ではなく、翌々月の第10営業日になります。説明会資料の記載が誤っておりますため修正いたします。（10月25日先行回答分）
20	19	ベースラインの算定に関して、自己託送を実施しているリソースの余力を活用するケースについて、ベースラインの考え方を明確に記載していただきたい。	本業務マニュアルに記載のとおり、ベースラインの算定において、自己託送分は控除してください。 電源リソースの場合、発電計画により仕訳された自己託送以外の計量値であることを、BGコードにより確認し、ベースラインは「0」を記入してください。 また、需要抑制リソースの場合、自己託送地点の場合は小売供給分の値を用いて算定したベースラインを記入してください。
21	20	「発動指令の5時間前～2時間前の時間帯が一般送配電事業者による供給力の提出依頼の時間帯に重なっていた場合は、High 4 of 5（当日調整なし）でベースラインを算定します。」とありますが、事業者判断で発動指令受令日当日に経済DRを発動していた場合については、ベースライン算定の当日調整あり・なしについて、事業者が任意で選択できるようにしていただけないでしょうか。 決まった時間帯のみの節電が難しい事業者（工場等）は当日補正をされてしまうと節電効果が適切に評価されない場合や、朝方の発動の場合は当日補正の計算対象時間帯の負荷が日中ほど変動しないため、当日補正がうまく作用しない場合があるなどの課題が生じております。	容量確保契約約款に基づき、発動指令の5時間前～2時間前の時間帯が一般送配電事業者による供給力の提供依頼の時間帯に重なっていた場合のみ、High 4 of 5（当日調整なし）でベースラインを算定します。 頂きましたご意見を含めて今後の検討の参考とさせていただきます。
22	20	「発動指令の5時間前～2時間前の時間帯が一般送配電事業者による供給力の提出依頼の時間帯に重なっていた場合は、High4of5（当日調整なし）でベースラインを算定」とあるが、この算定方法が用いられるのは、11頁(1)-4に記載の「例外的な発動要請」であるとの理解でよいのか。また、マニュアルに明記頂きたい。	ご記載のとおりです。その旨本業務マニュアルの記載を明確化いたします。
23	20	「発動指令の5時間前～2時間前の時間帯が一般送配電事業者による供給力の提出依頼の時間帯に重なっていた場合は、High4of5（当日調整なし）でベースラインを算定」とあるが、この時間帯の重複というのは、1コマでも重なっていれば適用されるという理解でよいのか。また、マニュアルに明記頂きたい。	ご理解のとおり、発動指令の5時間前～2時間前の時間帯が一般送配電事業者による供給力の提出依頼の時間帯に1コマでも重なっていた場合はHigh 4 of 5（当日調整なし）でベースラインを算定します。 その旨本業務マニュアルに反映いたします。
24	21	経済DRの申出期限を発動日から10営業日までとしていただきたい。数多くの需要家様の報告がある場合、確認に一定時間を要し、記載漏れ等をよく確認して送付したいため。仮に発動が連続した場合、そちらの対応もあるため5営業日では不備が生じる可能性を懸念している。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。 (10月25日先行回答分)
25	21	電力需給ひっ迫時の経済DR実施日についてはベースライン算定から除外することが可能となっておりますが、ひっ迫時以外のDR実施日についてもベースラインから除外することを可能にいただけないでしょうか。 市場価格高騰時など、需給逼迫（予備率低下）時以外でも小売電気事業者として需要抑制を実施するニーズが非常に高くなっております。現行制度では事業者独自のDRが容量市場のどちらかを選択せざるを得ないため、DERのより一層有効活用するためには必要と考えております。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
26	21	容量提供事業者が経済DRを実施した場合、申し出を行えばベースライン算定除外日にできるという記載があるが、同じ需要家が経済DRと容量市場の発動に対応した場合、アグリゲーターが小売と兼務していれば除外、小売とは別であればベースラインに算定される、ということになり、自社需要を取りまとめるアグリゲーターだけ優遇されている取扱いはないか。	経済DRの実施については事業者間でご確認ください。
27	21	ベースラインの除外日として、経済DRのみが対象となっておりますが、需給調整市場への応動については、除外対象にならないでしょうか。容量市場と需給調整市場の両方に参加する場合、どちらかの参加の妨げになる可能性があります。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
28	21	経済DR実施日の取扱いにおいて、証憑としてメールや契約書等を提出することとあるが、対象となる地点が多数ある場合、全ての契約書を準備するためには相応の期間を要するため、5営業日では足りない可能性がある。この場合に、個別に相談させていただくことは可能か。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。 (10月25日先行回答分)

No.	頁	ご意見	回答
29	23	発動実施後、ベースラインの提出期限はいつまででしょうか。	対象実需給月をN月とした場合、ベースライン・発動実績の登録期限は、N+2月 第10営業日です。 スケジュールに関して、本業務マニュアル「Appendix.3 業務手順全体図」に追記いたします。
30	23	発動指令実績についていつまでに提出が求められるのか、アセスメント結果がいつ公開されるかなど、時期の記載がありません。 説明会では発動指令月の2か月後末日までに実績を報告するという説明がありましたので決定されている締め切りに関しては適切にタイムラインを記載をいただきたく存じます。	発動指令実績の提出期限は、翌々月の末日ではなく、翌々月の第10営業日になります。説明会資料の記載が誤っておりますため修正いたします。 (10月25日先行回答分)
31	26	発動実績の算定の⑥発電量調整受電電力量について、属地一般送配電事業者から取得した「発電者の仕訳後の電力量のお知らせ」を参照して記入とありますが、容量市場システムから取得または確認できますでしょうか？	容量市場システムからは発電量調整受電電力量は取得および確認できないため、属地一般送配電事業者から取得した「発電者の仕訳後の電力量のお知らせ」を参照のうえご記入ください。
32	29	「部分供給を受けている需要家は接続供給電力量の全量を記入」とあるが、どのように事業者が全量の把握をすることを想定しているのか。具体的な方法をマニュアルに明記いただきたい。	「2.2.1.1 接続供給電力量・発電量調整受電電力量の取得」を参照し、接続供給電力量の全量を取得してください。
33	30	「発動指令電源の電源等リストに含まれるリソースが需給調整市場で約定し、調整力指令に従って応動した結果、その電源等リストがアセスメント対象容量を下回った場合」については、その事象の発生要因が、調整力指令の影響であることが合理的に説明できる資料を任意資料としているが、合理的に説明できる資料の代表例（サンプル）などを提示していただきたい。例えば、需給調整市場の約定画面で良いのであれば参考として載せていただけないか。	合理的に説明できる資料として、需給調整市場におけるペナルティ情報や需給調整市場の約定量、調整力指令の最大値等を提出してください。
34	34	1日に複数回発動となった場合、1回目のみリクワイアメント対象となっていますが、これは発動回数も1回分のみカウントされるという意味で相違ないでしょうか。	ご記載の通りです。
35	36	ベースラインの算定結果登録・アセスメントの実施・結果通知のプロセスにおいて、単にリクワイアメント未達成量等を示すだけでなく、その根拠となるリソース毎の確報値データやベースライン算定結果も開示していただけないでしょうか。既に実効性テストの結果について突合をおこなっているものの、実態として未達成量等の情報だけでは不一致を解消することが極めて困難な状況となっておりますので、ご検討いただけないでしょうか。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
36	39	発電実績の突き合わせ結果が不一致だった場合、不一致である理由を明確にしていきたいと考えております。具体的には、ベースライン、接続対象電力量、対象コマについて、具体的な数値を提示いただき、チェックが円滑にできるようにご配慮いただけないでしょうか。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
37	41	異議申立の申出期限をメール受領から10営業日までとさせていただきたい。突合結果が大量に乖離がある場合、その整合性確認に時間を要するため。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。(10月25日先行回答分)
38	41	異議申立について、結果に異議があるかどうか、需要家に確認し、データに誤りがないか確認するためには時間を要することから、1か月程度の猶予をいただきたいと考えております。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。(10月25日先行回答分)
39	41	「メールを受領した日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能」とあるが、対象となる地点が多数ある場合、調査に相応の期間を要するため、5営業日では足りない。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。(10月25日先行回答分)
40		全体を通じて、実施するスケジュール感がわかりにくく、例えば発動指令回数の実績確認は、いつ頃通知され、ベースライン・発動実績の算定と登録はいつまでに行うか等、具体的に示していただけますでしょうか。	ご意見を踏まえ、スケジュールに関して、本業務マニュアル「Appendix.3 業務手順全体図」に追記いたします。